

元の生活を返せ・いわき市民訴訟第32回口頭弁論レポート

弁護士 笹山 尚人

弁護士 市野 綾子

みなさん、こんにちは。

早速ですが、平成30年11月22日に実施されたいわき市民訴訟の第32回期日について、レポートいたします。

結論としては、次回からは尋問に入ることになりました！

1 第32回口頭弁論で行った手続き

今日はこちらから準備書面2通を提出、関連証拠も提出しました。

今回の主張は、いわき市内の公園で観測された放射線量のデータに基づく汚染の状況についてが内容でした。

綺麗に除染された役所の前ではなく、子どもたちが日常遊ぶ公園で、いかに危険な数値の空間放射線量が測定されてきたか、それがいわき市に広範に認められる実態を、まとめて述べたものです。多くの市民がひとつのポイントとして見ている $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超える線量のある公園は、平成24年5月の段階でもまだ半分も存在していたことが明らかにされました。 $0.23\mu\text{Sv}$ を超えた公園は地図上で赤くマークされているのです。今回の書面は、坂田洋介弁護士の起案に基づくものでしたが、具体的事実に基づく極めて説得力ある書面であり、良かったと思います。

この書面については、坂田弁護士による意見陳述がなされました。この意見陳述では、いわき駅前や裁判所の近辺や住宅街がマークで真っ赤に染まっているのを、裁判官もしっかりと見ていました。そして傍聴席からもどよめきが聞こえてきました。

2 進行協議

いわき市民訴訟は、来年から判決を見据えて尋問を行うことを議論してきました。裁判所もそのつもりになっており、次回期日以降をどのように持つかということが重大テーマでした。

このことについて議論する機会として、弁論終了直後に「進行協議期日」が持たれることになりました。

この進行協議において、以下が決まりました。

(1) 次回以降の日程と時間

1月22日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

3月5日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

5月8日（水）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

7月23日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

9月10日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

11月20日（水）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

（2）次回1月22日と次々回3月5日の尋問期日の決定

これらの期日に、こちらが申請した8名の原告の尋問について、4名ずつ行うことが決定しました。

原告側の尋問時間は、一人の原告について、45分。東電と国は、あわせて1人について35分です。

3 今後について

次回からは尋問です。原告のみなさんがそれぞれ原発事故でいかなる被害を受けたのかをリアルに語ってもらうドラマティックな機会になると思います。

いよいよ、原告の皆さんの出番です。尋問のたびに裁判所をいわき市民で一杯にし、被告国と被告東電を圧倒しましょう。皆様、ふるってご参加ください！

またその前、12月15日の午後には、原告団・完全賠償をさせる会の総会があります。尋問に向けた総決起集会になります。笹山から、「裁判の現状と展望を語る」ということで報告もさせていただきます。こちらにも**多数ご参加ください**。

以 上